

# 鳥獣被害対策講習会

～知らないことが招く！鳥獣被害～

家屋侵入や農作物への被害など、身近な問題となっている鳥獣被害について正しい知識を得ることで、わたしたちの生活のあり方や動物との関わり方を考えてみましょう。

1. 日時 令和5年 11月 25日(土) 午前10時～正午
2. 場所 中央公民館 2F 会議室
3. 講師 鳥獣被害対策アドバイザー 古谷益朗氏
4. 内容 野生鳥獣の生態と地域ぐるみでの鳥獣被害対策について
5. 参加 定員50名 事前にお申込みをお願いします。

産業観光課 ☎66-3111(内線234)

**鳥獣の生態と対策を映像を交えて学びます。**

野生生物の生態について正しく学び、効果のある対策と防御を行いましょう。



連絡先 長瀬町役場産業観光課  
66-3111(内線234)

## 【農作物の鳥獣被害対策について】

長瀬町では、イノシシ等の野生動物による農作物等への被害を防止するため、以下の支援・対策を行っています。

### ■有害鳥獣防護柵等設置費補助金について

●畑に防護柵等を設置する方に対し、予算の範囲内で資材購入に要する経費の3分の2以内、5万円を限度として、補助金を交付します。

●補助金の交付を希望される場合は、資材等を購入する前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

※詳しくは、町のホームページをご覧ください。

### ■農地の適正管理について

●イノシシやシカが目撃が多数寄せられた時や、有害鳥獣捕獲要望書が提出された際には、現地確認を行います。出没箇所の周辺で、雑草の繁茂した農地があった場合には、野生生物の隠れ家となる可能性があるため、地権者に除草等を行っていただけるよう、「農地の適正管理」の依頼を行います。

耕作放棄地をなくし、農地を適正に管理することも、有効な対策の一つですので、ご協力をお願いいたします。

### ■有害鳥獣捕獲要望書について

●イノシシ等の野生動物による農作物等への被害が発生した場合、まずは防護柵等により自衛をしていただき、それでもなお、被害が減らず、町へ有害鳥獣の捕獲を要望する場合は、「有害鳥獣捕獲要望書」を地元区長より産業観光課へご提出ください。

※要望書は、町の公式ホームページからダウンロードできます。



《提出・問合せ先》

担当：産業観光課 産業観光担当

電話：66-3111 内線234

